

新型コロナウイルスの影響等により**徴収猶予の特例を受けられた方へ**

## **猶予の期限に御注意ください**

- 現在、徴収猶予の特例を受けている方は、猶予の期限を御確認いただき、お忘れなきようお願いいたします。
- 猶予の期限までに納付できない場合、申請により他の猶予を受けられることがありますが、現在の猶予の期限までに手続きを完了させる必要があります。
- 納付が困難な方は、所轄の県税事務所までお早めに御相談ください。

### **以下の注意点をご確認ください。**

- 1 猶予期間の終了日は、先に送付しております猶予許可通知書により御確認ください。
- 2 猶予期間の終了日までに納付されない場合には、延滞金が発生し、督促状が送付されることがあります。
- 3 他の猶予を受けるためには、再度申請が必要です。また、職員が状況等を確認させていただくため、資料の御提出等をお願いすることがあります。

(資料の御提出等にあたっては所轄の県税事務所にお問い合わせください。)

※ eLTAX からも徴収の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>) をご覧ください。

## 猶予制度の問合せ先

| 問い合わせ先県税事務所        | 電話番号         | 担当地区                          |
|--------------------|--------------|-------------------------------|
| 大河原県税事務所           | 0224-53-3114 | 白石市, 角田市, 刈田郡, 柴田郡, 伊具郡       |
| 仙台南県税事務所           | 022-248-2963 | 仙台市太白区, 名取市, 岩沼市, 巨理郡         |
| 仙台中央県税事務所          | 022-715-0624 | 仙台市青葉区及び宮城野区の一部, 若林区          |
| 仙台北県税事務所           | 022-275-9120 | 仙台市青葉区及び宮城野区の一部, 泉区, 富谷市, 黒川郡 |
| 塩釜県税事務所            | 022-365-4193 | 塩竈市, 多賀城市, 宮城郡                |
| 北部県税事務所            | 0229-91-0706 | 大崎市, 加美郡, 遠田郡                 |
| 北部県税事務所<br>栗原地域事務所 | 0228-22-2123 | 栗原市                           |
| 東部県税事務所            | 0225-95-1520 | 石巻市, 東松島市, 牡鹿郡                |
| 東部県税事務所<br>登米地域事務所 | 0220-22-6114 | 登米市                           |
| 気仙沼県税事務所           | 0226-24-2531 | 気仙沼市, 本吉郡                     |

